

函館市監査公表第36号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年9月28日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

函 病  
平成30年9月5日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病院局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ 行政監査 ）		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, 意見・要望事項			
(監査意見)			
(1) 公用車の保有・管理状況について			
・ 車両管理要綱の運転日報とは異なった様式書式で使用している部局があったことから、車両管理要綱を順守させるなど、適切に指示・指導すべきと考える。			
措置内容, 対応・考え方			
(対応)			
病院局においては、市の車両管理要綱によらない独自の様式書式を使用していたことから、平成30年8月1日に「病院局公用車両管理要綱」を制定し、運転日報の様式を定めるとともに、当該要綱の遵守について周知徹底したところです。			